

アスリート委員会運営規則

一般社団法人日本バイアスロン連盟

(総則)

第1条 この規則は、定款第46条の規定に基づき、アスリート委員会（以下「委員会」という。）の構成と運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会はアスリートの育成及びバイアスロンの普及発展に寄与すること及びバイアスロン競技に関連するあらゆる事項について審議することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。

- 1 バイアスロンの普及並びに社会的役割・価値の向上に関すること。
- 2 社会貢献、国際貢献及び国際交流に関すること。
- 3 競技及び選手強化に係る環境改善や整備に関すること。
- 4 コンプライアンス及びインテグリティに関すること。
- 5 ジュニア選手のサポートに関すること。
- 6 競技者としての地位向上及び権利保護に関すること。
- 7 JOC アスリート委員会との連携・協力及び連絡調整に関すること。
- 8 アンチドーピングの教育や啓発に関すること。
- 9 セカンドキャリアに関すること。
- 10 その他選手に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員は男女各2名以上とし、計6名以内とする。
- 3 委員から委員長及び副委員長を各1名、委員の互選により選出し理事会に報告する。
- 4 委員長と副委員長の構成は男女各1名とする。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 7 委員は任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員の資格)

第5条 委員の資格を有するのは、満年齢16歳以上かつ当連盟の登録競技者のうち当連盟主催競技会又は国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した経験を有する者とする。なお、現役引退から2年の期間を経過するまでは委員の資格を有するものとする。

- 2 委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員

長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時召集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、出席した委員全員が署名又は記名押印するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

令和3年6月12日制定

ただし、この規則は令和2年4月1日に遡って施行する。